

都市計画法施行規則第 60 条による適合証明書の交付について

都市計画法施行規則第 60 条の規定による開発行為又は建築に関する証明書（「適合証明書」という）の交付は、証明書交付申請書（市規制規則様式第 25 号）のほか、下記の図書を添付して申請してください。申請の際は、正本、副本各 1 部提出し、手数料 4,300 円を納付してください。

適合証明書は、建築確認済証の交付を受けようとする者に交付するものです。そのため、融資や不動産鑑定等の目的では交付できませんのでご注意ください。

番号	提出図書	備考
1	申請書	市規制規則様式第 25 号 市HP内【ページ ID 検索：4657】
2	確認申請書	第一面～第五面の写し
3	委任状	代理人の場合
4	都市計画図・位置図	都市計画図（1/20,000 以上）・位置図（1/2,500 以上） （市HP内まっぷ de たかさき【ページ ID 検索：5423】 の都市計画情報「都市計画参考図」でも可）
5	公図の写し	ネット可（登記情報提供サービスからの取得）
6	土地の登記事項証明書	ネット可（登記情報提供サービスからの取得）
7	求積図	
8	現況図	} まとめて記載しても可
9	土地利用計画図	
10	建物平面図	建築面積、延べ面積を記載
11	建物立面図	建物の最高の高さを記載
12	その他の添付資料	・都市計画法の許可若しくは確認済みの場合 …開発許可又は建築許可書 ・線引き前からの宅地で同規模同用途の建替えの場合 …線引き時から現在まで宅地がわかる登記情報、 建替え前の建物の用途がわかる登記情報等 ・農林漁業の用に供する施設の場合 …農家証明書、直近 3 年間の収支内訳書（農業所得用）、 農業用倉庫等の登記情報等 ・上記のほか許可不要を判断するために必要な図書

※ 設計図書等には、作成者の氏名を記載してください。

※ 証明書の交付には 1 週間～2 週間程度かかります。

なお、法第 29 条若しくは法第 42 条の許可を得たものについては、開発登録簿の写しを交付いたします（有料。用紙 1 枚につき 470 円）。開発登録簿の写しは当日発行できますが、手数料の支払いの関係上、午後 2 時 30 分までに開発指導課へ来庁ください。